2023年6月総会でお示しする「会則改正案」

デジタル技術の進展やコロナ禍での経験などを踏まえ、次の総会で会則の全面改正を提案します。

<要点>

【事業】（第3条）

* 業務の電子化を、安全、円滑に進められるようにします。
* ホームページやSNSを広報活動に活用するようにします。
* これまで積極的に行ってきた「在校生への支援」を明文化します。

【WEB総会】（第22条）

* 実際に集まって総会を開けない事態に備え、「WEB総会」の規定を加えます。

【会員】（第4条）

* ６種類あった「会員」を、「正会員」（卒業・修了生）、「特別会員」（元職員）、「賛助会員」に整理します。

【幹事】（第5章）

* 役員に入っていた「常任幹事」（各期の代表）、「幹事」（クラス代表）を独立させ、同期会などの企画や、

緑友会と

の連携・調整などにあたるようにします。

【会費】（第25条）

* これまでの「終身会費」「特別会費」を、わかりやすく「入会費」「応援会費」（年会費）に改めます。
* 金額は変わりません。

＜全文対比＞

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の会則 | 改正案（赤字は主要個所） |
| **目次**  **第１章　名称及び事務所**  **第2章　目的及び事業**  **第3章　会員**  **第4章　役員**  **第5章　職務及び任務**  **第6章　役員の任期**  **第7章　機関**  **第8章　会計**  **第9章　その他**  **第1章　名称及び事務所**  第1条　本会は､大阪府立東住吉高等学校緑友会と称し事務所を東住吉高校内におく。なお本会の支部はこれを各地方に適宜設けることができる。  **第2章　目的及び事業**  第2条　本会は会員相互の友情を温め母校との関係を深くし、もって東住吉高校の発展に協力することを目的とする。  第3条　前項の目的達成のため左の事業を行う。  1. 総会(年1回〉  2. 会員名簿は電磁的なデ一ターとして作成し、事務局が保管する。  3. 会誌を年1回以上発行し、会員その他に頒布する。  4. 会員に扶助金を与える機関を設ける。  5. その他親睦会など、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。  **第3章　会員**  第4条　本会は左の会員をもって構成する  正会員 東住吉高校卒業生並びに東住吉高等学校共生推進教室卒業生(会費を納入する義務をもつ)  準正会員 同在校生(但し総会には出席しない)  特別会員 同現職員  準特別会員 同旧職員  賛助会員 本会の趣旨に賛同する人  名誉会員 本会のために功労のある人で会員の推せんによって総会の承認を得たもの  **第4章　役員**  第5条　本会は左の役員をおく(但し2つの役を兼任することは出来ない)  名誉会長　１名  会長　　　1名  副会長　　３名  理事　　　若干名  書記　　　若干名  会計　　　２名  常任幹事　若干名  幹事　　　若干名  会計監査　２名  第6条  1．名誉会長は現学校長を推薦する。  2．顧問は特別会員の中から役員会の推薦により、名誉会長の承認を得る。  3．会長、副会長、書記、会計、会計監査は役員会で推薦し、総会の承認を得る。  4．常任幹事は、各卒業期生と準正会員の各学年より男女1名を選出し､会長が委託する。  5. 幹事は卒業時の各学級より2名(男女あるクラスは各1名)選出し、会長が委託する｡  6. 理事は、会長、副会長、書記、会計、会計監査、常任幹事の任を終わったもので、役員会の推薦により、会長が任命する。  **第5章　職務及び任務**  第7条　名誉会長及び理事は、会議に出席し、助言･勧告をすることができる。  第8条　会長は本会を代表し、公務を総轄し処理する。  第９条　副会長は会長を補佐し、会長支障の時は会長より委託を受けた範囲に限り、その職務を代行する。又第3条第3項についての最高責任者となる。  第10条　書記は会議の通知を発送し、議事その他の活動状況を記録し保管する｡又第3条第2項についての最高責任者となる。  第11条　会計は会計事務を処理し、総会において会計報告を行う。  第12条　会計監査は、会計事務を監査し、総会に報告する。  第13条　常任幹事は、各期生を代表し企画に参画する。必要に応じ会長の承認を得て各期幹事会を開くことが出来る。  第14条　幹事は、卒業時の学級を代表し､会員相互の連絡を図る。  **第6章　役員の任期**  第15条　会長、副会長、理事、書記、会計、会計監査、常任幹事の任期は3年間とし、定例総会の翌日より3年目の定例総会までとする。留任を妨げない。  第16条　名誉会長の任期は、在職中とするが顧問の任期は一年とする。  第17条　幹事の任期は特に定めず、支障の時に会長が委託する。  **第7章　機関**  第18条　本会の会議を分けて左の通りとする｡議決は出席者の過半数で意思を決する。  1. 定例総会 年一回とし、期日は6月の最終日曜日とする。  2. 臨時総会 役員会で必要と認めた時、会長が召集する。  3. 役員会　　　会長、副会長、書記、会計、常任幹事で構成する。半年に一回の役員会を開き事務処理に当たらなければならない。  尚､会長が必要と認めた時は臨特に開くことができる。  4. 幹事会　　　会長、副会長、書記、会計、常任幹事が必要と認めた時は、会長の承認を得て開くことが出来る。  5. 各期幹事会　各期の幹事で常任幹事が必要と認めたとき、会長の承認を得て開くことが 出来る。  6. 理事会 異例の会務について会長が召集し相談する。  第19条　左の事項は総会に提出し、その承認を受けなげればならない。  1. 予算案  2. 前年度収支決算  3. 事業報告  4. 名誉会員の推薦  **第8章　会計**  第20条　本会の経費は左の収入による。  1. 正会員の納める会費  2. 寄付金  3. その他雑収入  第21条　会費は次の通りとする。   1. 終身会費=会員は在学中に5,000円を完納する。 2. 特別会費=会員は母校卒業後10年を経過した時点から年間会費2,000円を納付することができる。   第22条　会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。  **第9章　その他**  第23条　本会の運営に関し、必要な細則は本会則に反しない限りに於て役員会の決議を経て定めることができる。  第24条　本会則の改正は、総会に於て出席者の３分の２以上の同意を必要とする。 | **目次**  **第1章　名称および事務所**  **第2章　目的および事業**  **第3章　会員**  **第4章　役員**  **第5章　幹事**  **第6章　機関**  **第7章　会計**  **第8章　その他**  **第1章　名称および事務所**  第１条　本会は､大阪府立東住吉高等学校緑友会と称し、事務所を東住吉高等学校（以下、東住吉高校という）内におく。本会の支部は、これを各地方に適宜設けることができる。  **第2章　目的および事業**  第2条　本会は会員相互の友情を温め、母校との関係を深くし、もって東住吉高校の発展に協力することを目的とする。  第3条　前条の目的達成のため次の事業を行う。  1. 会員名簿の作成、管理に関する業務  2. 年1回以上の会報発行  3. ホームページおよびソーシャルネットワークサービス等による広報活動  4. 会員の交流や相互扶助に対する支援  5. 東住吉高校在校生に対する支援  6. その他、本会の目的達成に必要な事業  **第3章　会員**  第４条　本会は次の会員で構成する。  正会員　　東住吉高校卒業生ならびに東住吉高校共生推進教室修了生のうち、本会の入会に同意する者。  特別会員　東住吉高校に在籍後、他校に転出あるいは退職した職員で、本会の入会に同意する者。ただし、いったん正会員であった者は特別会員に変更できない。  賛助会員　本会の趣旨に賛同する東住吉高校関係者で、役員会の承認を得た者。ただし、正会員、特別会員であった者は、賛助会員に変更できない。  **第4章　役員**  第5条①　本会は次の役員をおく。ただし2つ以上の役を兼任することはできない。  名誉会長　１名  会長　　　1名  副会長　　2名以上  書記 　　2名以上  会計 　　2名以上  理事 　　若干名   1. 前項の役員とは別に会計監査2名をおく。ただし前項の役員は兼務できない。   第6条　役員の選出は次の通りとする。  1．名誉会長には現学校長を充てる。  2．会長、副会長、書記、会計、会計監査は役員会で推薦し、総会の承認を得る。  3．理事は、会長、副会長、書記、会計、会計監査であった者で、役員会の推薦により、会長が任命する。  第7条　名誉会長および理事は、会長の招請に応じ、会議に出席し、助言･勧告をすることができる。ただし役員会での議決権を有しない。  第8条①　会長は本会を代表して公務に当たる。また本会の事業を総括し、第21条に定める各会議の招集も行う。  ②　　会長は副会長の役割分担ならびに第3条に掲げる各事業の責任者を定める。  第９条①　副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は会長より委託を受けた範囲に限り、その職務を代行する。  ②　　前条の規定にかかわらず、副会長全員の発議により役員会を招集することができる。  第10条　書記は議事その他の活動状況を記録し、保管する。  第11条　会計は会計事務を処理し、総会において会計報告を行う。  第12条　会計監査は会計事務を監査し、その結果を役員会、総会に報告する。  第13条　会長、副会長、書記、会計、会計監査、理事の任期は３年間とし、定例総会の翌日より３年目の定例総会までとする。留任は妨げない。  第14条①　会長を欠くときは、すみやかに副会長の中から代行者を選出し、役員会の承認を得て業務を継承する。その任期は直近の総会までとする。  ②　　会長を欠いて以降、直近の総会で承認を得た会長の任期は前会長の残任期とする。  第15条①　副会長、書記、会計、会計監査を欠くときは、必要に応じ役員会の承認を得て役員候補を補うことができる。その任期は直近の総会までとする。  ②　　直近の総会で承認を得た役員の任期は前役員の残任期とする。  第16条　名誉会長の任期は在職中とする。  **第5章 幹事**  第17条①　各期の正会員代表として、クラス幹事ならびに学年幹事を置く。  ②　　クラス幹事は、卒業時の各クラスの正会員によりクラス当たり２名を選出する。  ③　　学年幹事はクラス幹事の互選で決める。人数は男女各１名とする。  ④　　クラス幹事および学年幹事は、選出結果を受けて会長が委嘱する。  第18条　クラス幹事は、同期会の企画・運営および緑友会との連携・調整を行う。  第19条　学年幹事は、会長の求めに応じ役員会に助言・勧告を行う。  第20条①　クラス幹事および学年幹事は任期を設けない。  ②　　クラス幹事を欠くときは、その期の学年幹事がクラス幹事候補を選出し、会長が新たにクラス幹事を委嘱する。  ③　　学年幹事を欠くときは、その期のクラス幹事の互選によって学年幹事を選出し、役員会に届け出る。これによりクラス幹事を補う必要が生じた場合は、前項により新たなクラス幹事を選出する。  **第6章　機関**  第21条　本会の会議は次の通りとする｡議事は出席者の過半数でこれを決する。  1. 総会　　　　会の最高議決機関であり、定例総会を年１回、原則として6月の最終日曜日までに開催する。また役員会が特に必要と認めたときは臨時総会を開く。  2. 役員会　　　会長、副会長、書記、会計で構成する。半年に１回開き、運営状況の確認、事業の検討、事務処理等に当る。会長が必要と認めたとき、または副会長全員が必要と認めたときは臨時に開くことができる。  3. 学年幹事会 学年幹事または会長が必要と認めたとき開く。  第22条①　定期総会の開催が困難な合理的理由がある場合、その期日の翌日から2週間以内にWEB総会を開催する。WEB総会の結果はすみやかにホームページで公表しなければならない。  ② 　　WEB総会の詳細は別途定める。  第23条　次の事項は総会に提出し、その承認を受けなげればならない。  1. 事業計画  2. 予算案  3. 前年度事業報告  4. 前年度収支決算  5. 役員（理事を除く）  **第７章　会計**  第24条　本会の経費は次の収入で賄う。  1. 会員の納める会費  2. 寄付金  3. その他雑収入  第25条　会費は次の通りとする。  1. 入会費　　正会員は在学中に5,000円を納付する。  2. 応援会費　会員は会の活動支援として年2,000円を納付することができる。  第26条　会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  **第8章　その他**  第27条　本会の運営に必要な細則は、本会則に反しない限りにおいて役員会で定める。  第28条　本会則の改正には、総会において出席者の３分の２以上の同意を必要とする。  （附則）  1本会則は2023(令和５)年度総会の翌日から施行する。  2 本会則の施行に伴い、以前の会則は廃止する。  3 2023(令和５)年度の会費にあっては、本会則施行前に提示あるいは納付された会費について、本会則施行後の第25条の該当会費に読み替える。 |